

令和3年第2回

# 茅ヶ崎市議会定例会議会議案資料

令和3年6月22日

目 次

議会議案第 7 号関係	-----	1
議会議案第 8 号関係	-----	5
議会議案第 9 号関係	-----	14
議会議案第10号関係	-----	15

茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則について

1 提案の理由

議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、ＩＣＴ活用推進協議会を設置するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 120 条

3 規則の概要

(1) 議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、ＩＣＴ活用推進協議会を設置することとし、その目的、構成員及び招集権者を定めることとした。  
(第 165 条関係)

(2) この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行することとした。

茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
第165条 略				第165条 略			
名 称	目 的	構成員	招集権者	名 称	目 的	構成員	招集権者
略	略	略	略	略	略	略	略
広報広聴委員会	略	略	略	広報広聴委員会	略	略	略
<u>I C T 活用推進協議会</u>	<u>議会における I C T の活用及び推進に関する事項について、協議、調整等を行うこと。</u>	<u>I C T 活用推進協議会委員</u>	<u>I C T 活用推進協議会座長</u>				
2 略				2 略			

## 茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則参照条文

### ○地方自治法

第百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

- ② 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。
- ③ 第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。
- ④ 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を疏明しなければならない。
- ⑤ 議会が前項の規定による疏明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。
- ⑥ 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から二十日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。
- ⑦ 第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。
- ⑧ 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。
- ⑨ 議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。
- ⑩ 議会が第一項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。
- ⑪ 議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。
- ⑫ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。
- ⑬ 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。
- ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- ⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- ⑯ 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。
- ⑰ 政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に關係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。
- ⑱ 都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適當と

認める刊行物を送付しなければならない。

⑯ 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、  
公報及び刊行物を保管して置かなければならぬ。

⑰ 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

第百二十条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。

## 茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則について

### 1 提案の理由

議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するよう、会議への欠席事由として育児、看護等を例示として明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図り、もって多様な人材の市議会への参画を促進する等のため提案する。

### 2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第120条

### 3 規則の概要

- (1) 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため議会の会議に出席することができないときは、その旨及び理由を当日の開議の時刻までに議長に届け出なければならないこと等とした。（第3条関係）
- (2) 閲覧用の会議録は、印刷して、議会図書室等に置くこととした。（第89条関係）
- (3) 議長が取消しを命じた発言に係る部分は公表しないこととし、閲覧用の会議録には掲載しないこと等とした。（第90条関係）
- (4) 委員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため委員会の会議に出席することができないときは、その旨及び理由を当日の開議の時刻までに委員長に届け出なければならないこと等とした。（第93条関係）
- (5) 請願書には、日本語で請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならないこと等とした。（第142条関係）
- (6) 議長は、請願書を受理したときは、請願書の受理番号、請願の件名、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載した請願一覧表を作成し、議員に配布するものとすることとした。（第143条関係）
- (7) 規定を整備することとした。（第5条、第34条、第148条関係）
- (8) 所要の規定を整備することとした。（目次、第76条から第88条まで、第91条、第92条、第94条から第141条まで、第144条から第147条まで、第149条から第170条まで関係）
- (9) この規則は、令和3年7月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 略</p> <p>第7節 表決 (第70条～<u>第80条</u>)</p> <p>第9節 公聴会及び参考人 (<u>第81条～第87条</u>)</p> <p>第10節 会議録 (<u>第88条～第91条</u>)</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則 (<u>第92条～第96条</u>)</p> <p>第2節 審査 (<u>第97条～第113条</u>)</p> <p>第3節 秘密会 (<u>第114条・第115条</u>)</p> <p>第4節 発言 (<u>第116条～第126条</u>)</p> <p>第5節 委員長及び副委員長の互選 (<u>第127条・第128条</u>)</p> <p>第6節 表決 (<u>第129条～第138条</u>)</p> <p>第7節 公聴会及び参考人 (<u>第139条～第141条</u>)</p> <p>第3章 請願 (<u>第142条～第148条</u>)</p> <p>第4章 辞職及び資格の決定 (<u>第149条～第152条</u>)</p> <p>第5章 規律 (<u>第153条～第161条</u>)</p> <p>第6章 懲罰 (<u>第162条～第167条</u>)</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場 (<u>第168条</u>)</p> <p>第8章 議員の派遣 (<u>第169条</u>)</p> <p>第9章 補則 (<u>第170条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(欠席又は遅参若しくは早退の届出)</p> <p>第3条 議員は、<u>公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助</u>その他のやむを得ない事由のため議会の会議に出席することができないとき又は遅参し、若しくは早退しようとするときは、その旨及び理由を当日の開議の時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由により届け出ることができないときは、その理由がなくなった後速やかに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、<u>当該出産の予定日の6週間</u> (多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 前の日から当該出産の予定日 (議員が出産したときは、当該出産の日) 後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにし</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 略</p> <p>第7節 表決 (第70条～<u>第79条</u>)</p> <p>第9節 公聴会及び参考人 (<u>第80条～第86条</u>)</p> <p>第10節 会議録 (<u>第87条・第88条</u>)</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則 (<u>第89条～第93条</u>)</p> <p>第2節 審査 (<u>第94条～第110条</u>)</p> <p>第3節 秘密会 (<u>第111条・第112条</u>)</p> <p>第4節 発言 (<u>第113条～第123条</u>)</p> <p>第5節 委員長及び副委員長の互選 (<u>第124条・第125条</u>)</p> <p>第6節 表決 (<u>第126条～第135条</u>)</p> <p>第7節 公聴会及び参考人 (<u>第136条～第138条</u>)</p> <p>第3章 請願 (<u>第139条～第145条</u>)</p> <p>第4章 辞職及び資格の決定 (<u>第146条～第149条</u>)</p> <p>第5章 規律 (<u>第150条～第158条</u>)</p> <p>第6章 懲罰 (<u>第159条～第164条</u>)</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場 (<u>第165条</u>)</p> <p>第8章 議員の派遣 (<u>第166条</u>)</p> <p>第9章 補則 (<u>第167条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(欠席又は遅参若しくは早退の届出)</p> <p>第3条 議員は、<u>疾病、出産その他の事由</u>により</p> <p>_____議会の会議に出席することができないとき又は遅参し、若しくは早退しようとするときは、その旨及び理由を当日の開議の時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由により届け出ことができないときは、その理由がなくなった後速やかに議長に届け出なければならない。</p>

て、あらかじめ議長に届け出ができる。	(議席)
(議席)	第5条 略
第5条 略	2 略
2 略	3 略
3 略	4 議席には、番号を付した氏名標を設置する。 (開票及び投票の効力)
4 議席には、番号を付した氏名標を設置する。 (開票及び投票の効力)	第34条 議長は、開票を宣告した後、3人以上の立会人の立会いの下に、職員に投票用紙を点検させなければならない。
第34条 議長は、開票を宣告した後、3人以上の立会人の立会いの下に、職員に投票用紙を点検させなければならない。	2
2	3 略
3 略	4
4	第8節 表決 (押しボタン式投票)
第76条 略 (準用)	第75条の2 略 (準用)
第77条 略 (表決の訂正)	第76条 略 (表決の訂正)
第78条 略 (簡易表決)	第77条 略 (簡易表決)
第79条 略 (表決の順序)	第78条 略 (表決の順序)
第80条 略	第79条 略
第9節 公聴会及び参考人 (公聴会開催の手続)	第9節 公聴会及び参考人 (公聴会開催の手続)
第81条 略 (意見を述べようとする者の申出)	第80条 略 (意見を述べようとする者の申出)
第82条 略 (公述人の決定)	第81条 略 (公述人の決定)
第83条 略 (公述人の発言)	第82条 略 (公述人の発言)
第84条 略 (議員と公述人の質疑)	第83条 略 (議員と公述人の質疑)
第85条 略 (代理人又は文書による意見の陳述)	第84条 略 (代理人又は文書による意見の陳述)
第86条 略 (参考人)	第85条 略 (参考人)
第87条 略	第86条 略
第10節 会議録 (会議録の記載事項)	第10節 会議録 (会議録の記載事項)
第88条 略 (閲覧用の会議録)	第87条 略
第89条 会議録は、印刷して、議会図書室等に置く。 (会議録に掲載しない事項等)	
第90条 議長が取消しを命じた発言及び第68条の規定により取り消した発言に係る部分は公表しないこととし、これら及び秘密会の議事は前条に規定する会議録には掲載しない。	

(会議録署名議員)	(会議録署名議員)
<u>第91条 略</u>	<u>第88条 略</u>
第2章 委員会	第2章 委員会
第1節 総則	第1節 総則
(議長への通知)	(議長への通知)
<u>第92条 略</u>	<u>第89条 略</u>
(欠席又は遅参若しくは早退の届出)	(欠席又は遅参若しくは早退の届出)
<u>第93条 委員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため委員会の会議に出席することができないとき又は遅参し、若しくは早退しようとするときは、その旨及び理由を当日の開議の時刻までに委員長に届け出なければならない。</u>	<u>委員会の会議に出席することができないとき又は遅参し、若しくは早退しようとするときは、その旨及び理由を当日の開議の時刻までに委員長に届け出なければならない。</u>
ただし、やむを得ない理由により届出をすることができないときは、その理由がなくなった後速やかに委員長に届け出なければならない。	ただし、やむを得ない理由により届出をすることができないときは、その理由がなくなった後速やかに委員長に届け出なければならない。
<u>2 前項の規定にかかわらず、委員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過するまでの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる</u>	
。	
(議会の会議中の委員会の会議の禁止)	(議会の会議中の委員会の会議の禁止)
<u>第94条 略</u>	<u>第91条 略</u>
(委員会の会議の開閉)	(委員会の会議の開閉)
<u>第95条 略</u>	<u>第92条 略</u>
(定足数に関する措置)	(定足数に関する措置)
<u>第96条 略</u>	<u>第93条 略</u>
第2節 審査	第2節 審査
(議題の宣告)	(議題の宣告)
<u>第97条 略</u>	<u>第94条 略</u>
(一括議題)	(一括議題)
<u>第98条 略</u>	<u>第95条 略</u>
(議案等の朗読)	(議案等の朗読)
<u>第99条 略</u>	<u>第96条 略</u>
(審査順序)	(審査順序)
<u>第100条 略</u>	<u>第97条 略</u>
(先決動議の表決の順序)	(先決動議の表決の順序)
<u>第101条 略</u>	<u>第98条 略</u>
(動議の撤回)	(動議の撤回)
<u>第102条 略</u>	<u>第99条 略</u>
(委員の議案修正)	(委員の議案修正)
<u>第103条 略</u>	<u>第100条 略</u>
(分科会又は小委員会)	(分科会又は小委員会)
<u>第104条 略</u>	<u>第101条 略</u>
(連合審査会)	(連合審査会)
<u>第105条 略</u>	<u>第102条 略</u>
(証人出頭又は記録提出の要求)	(証人出頭又は記録提出の要求)

<u>第106条 略</u> (所管事務の調査)	<u>第103条 略</u> (所管事務の調査)
<u>第107条 略</u> (委員の派遣)	<u>第104条 略</u> (委員の派遣)
<u>第108条 略</u> (議事の継続)	<u>第105条 略</u> (議事の継続)
<u>第109条 略</u> (少数意見の留保)	<u>第106条 略</u> (少数意見の留保)
<u>第110条 略</u>	<u>第107条 略</u>
2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとするときは、簡明な少数意見報告書を作成し、 <u>第112条</u> の規定により議長に委員会報告書が提出されるまでに委員長を経由して議長に提出しなければならない。 (議決事件の字句及び数字等の整理)	2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとするときは、簡明な少数意見報告書を作成し、 <u>第109条</u> の規定により議長に委員会報告書が提出されるまでに委員長を経由して議長に提出しなければならない。 (議決事件の字句及び数字等の整理)
<u>第111条 略</u> (委員会報告書)	<u>第108条 略</u> (委員会報告書)
<u>第112条 略</u> (閉会中の継続審査)	<u>第109条 略</u> (閉会中の継続審査)
<u>第113条 略</u> 第3節 秘密会 (指定者以外の者の退場)	<u>第110条 略</u> 第3節 秘密会 (指定者以外の者の退場)
<u>第114条 略</u> (秘密の保持)	<u>第111条 略</u> (秘密の保持)
<u>第115条 略</u> 第4節 発言 (発言の許可)	<u>第112条 略</u> 第4節 発言 (発言の許可)
<u>第116条 略</u> (委員の発言)	<u>第113条 略</u> (委員の発言)
<u>第117条 略</u> (発言内容の制限)	<u>第114条 略</u> (発言内容の制限)
<u>第118条 略</u> (委員外議員の発言)	<u>第115条 略</u> (委員外議員の発言)
<u>第119条 略</u> (委員長の発言)	<u>第116条 略</u> (委員長の発言)
<u>第120条 略</u> (発言時間の制限)	<u>第117条 略</u> (発言時間の制限)
<u>第121条 略</u> (議事進行に関する発言)	<u>第118条 略</u> (議事進行に関する発言)
<u>第122条 略</u> (発言の継続)	<u>第119条 略</u> (発言の継続)
<u>第123条 略</u> (質疑又は討論の終結)	<u>第120条 略</u> (質疑又は討論の終結)
<u>第124条 略</u> (選挙又は表決時の発言制限)	<u>第121条 略</u> (選挙又は表決時の発言制限)
<u>第125条 略</u> (発言の取消し又は訂正)	<u>第122条 略</u> (発言の取消し又は訂正)
<u>第126条 略</u> 第5節 委員長及び副委員長の互選	<u>第123条 略</u> 第5節 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)	(互選の方法)
<u>第127条 略</u>	<u>第124条 略</u>
(準用)	(準用)
<u>第128条 略</u>	<u>第125条 略</u>
第6節 表決	第6節 表決
(表決問題の宣告)	(表決問題の宣告)
<u>第129条 略</u>	<u>第126条 略</u>
(不在委員)	(不在委員)
<u>第130条 略</u>	<u>第127条 略</u>
(条件の禁止)	(条件の禁止)
<u>第131条 略</u>	<u>第128条 略</u>
(起立等による表決)	(起立等による表決)
<u>第132条 略</u>	<u>第129条 略</u>
(記名投票による表決)	(記名投票による表決)
<u>第133条 略</u>	<u>第130条 略</u>
(記名投票)	(記名投票)
<u>第134条 略</u>	<u>第131条 略</u>
(準用)	(準用)
<u>第135条 略</u>	<u>第132条 略</u>
(表決の訂正)	(表決の訂正)
<u>第136条 略</u>	<u>第133条 略</u>
(簡易表決)	(簡易表決)
<u>第137条 第132条第1項の規定にかかわらず、委員長は、表決に付する問題が軽微なものであると認めたときは、当該問題について異議の有無を委員会の会議に諮ることができる。この場合において、委員長は、異議がないと認められたときは、可決の旨を宣告する。</u>	<u>第134条 第129条第1項の規定にかかわらず、委員長は、表決に付する問題が軽微なものであると認めたときは、当該問題について異議の有無を委員会の会議に諮ることができる。この場合において、委員長は、異議がないと認められたときは、可決の旨を宣告する。</u>
2 前項の宣告に対し、出席委員から異議があつたときは、 <u>第132条</u> に規定する方法によらなければならない。 (表決の順序)	2 前項の宣告に対し、出席委員から異議があつたときは、 <u>第129条</u> に規定する方法によらなければならない。 (表決の順序)
<u>第138条 略</u>	<u>第135条 略</u>
第7節 公聴会及び参考人	第7節 公聴会及び参考人
(公聴会開催の手続)	(公聴会開催の手続)
<u>第139条 略</u>	<u>第136条 略</u>
(準用)	(準用)
<u>第140条 第82条から第86条までの規定は、委員会において公聴会を開く場合について準用する。この場合において、<u>第82条</u>中「議長」とあるのは「当該委員会」と、<u>第83条第1項</u>中「議長が」とあるのは「議長を経由して」と読み替えるものとする。</u>	<u>第137条 第81条から第85条までの規定は、委員会において公聴会を開く場合について準用する。この場合において、<u>第81条</u>中「議長」とあるのは「当該委員会」と、<u>第82条第1項</u>中「議長が」とあるのは「議長を経由して」と読み替えるものとする。</u>
(参考人)	(参考人)
<u>第141条 略</u>	<u>第138条 略</u>
2 略	2 略
3 第84条から第86条までの規定は、委員会において参考人の出席を求める場合について準用する。	3 第83条から第85条までの規定は、委員会において参考人の出席を求める場合について準用する。
第3章 請願	第3章 請願

(請願書の記載事項等)	(請願書の記載事項等)
<u>第142条</u> 法第124条の請願書には、日本語で請願の趣旨、提出年月日 <u>及び請願者の住所</u> （法人の場合にあっては、その所在地及び名称）を記載し、請願者（法人の場合にあっては、代表者）が署名又は記名押印をしなければならない。	<u>第139条</u> 法第124条の請願書には、日本語で請願の趣旨、提出年月日、 <u>請願者の住所及び氏名</u> （法人の場合にあってはその所在地並びに名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印_____しなければならない。
2 略	2 略
4 (請願一覧表の作成及び配布)	4 (請願一覧表の作成及び配布)
<u>第143条</u> 議長は、請願書を受理したときは、請願一覧表を作成し、_____議員に配布するものとする。	<u>第140条</u> 議長は、請願書を受理したときは、請願一覧表を作成し、 <u>請願一覧表及び請願書の写し</u> を議員に配布するものとする。
2 前項の請願一覧表には、請願書の受理番号、請願の件名、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載するものとする。	2 前項の請願一覧表には、請願書の受理番号及び請願の件名_____を記載するものとする。
(請願の委員会付託)	(請願の委員会付託)
<u>第144条</u> 略	<u>第141条</u> 略
(紹介議員の委員会出席)	(紹介議員の委員会出席)
<u>第145条</u> 略	<u>第142条</u> 略
(請願の審査報告)	(請願の審査報告)
<u>第146条</u> 略	<u>第143条</u> 略
(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)	(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)
<u>第147条</u> 略	<u>第144条</u> 略
(陳情書の処理)	(陳情書の処理)
<u>第148条</u> 陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。	<u>第145条</u> 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。
第4章 辞職及び資格の決定	第4章 辞職及び資格の決定
(議長及び副議長の辞職)	(議長及び副議長の辞職)
<u>第149条</u> 略	<u>第146条</u> 略
(議員の辞職)	(議員の辞職)
<u>第150条</u> 略	<u>第147条</u> 略
(資格決定の要求)	(資格決定の要求)
<u>第151条</u> 略	<u>第148条</u> 略
(資格決定の審査)	(資格決定の審査)
<u>第152条</u> 略	<u>第149条</u> 略
第5章 規律	第5章 規律
(品位の尊重)	(品位の尊重)
<u>第153条</u> 略	<u>第150条</u> 略
(議事妨害の禁止)	(議事妨害の禁止)
<u>第154条</u> 略	<u>第151条</u> 略
(離席)	(離席)
<u>第155条</u> 略	<u>第152条</u> 略
(新聞紙等の閲読禁止)	(新聞紙等の閲読禁止)
<u>第156条</u> 略	<u>第153条</u> 略
(資料等印刷物の配布許可)	(資料等印刷物の配布許可)

<u>第157条 略</u> (許可のない登壇の禁止)	<u>第154条 略</u> (許可のない登壇の禁止)
<u>第158条 略</u> (議場の出入制限)	<u>第155条 略</u> (議場の出入制限)
<u>第159条 略</u> (議長の秩序保持権)	<u>第156条 略</u> (議長の秩序保持権)
<u>第160条 略</u> (準用)	<u>第157条 略</u> (準用)
<u>第161条 第153条から第157条まで、第159条及び前条の規定は、委員会について準用する。</u>	<u>第158条 第150条から第154条まで、第156条及び前条の規定は、委員会について準用する。</u>
第6章 懲罰 (懲罰動議の提出)	第6章 懲罰 (懲罰動議の提出)
<u>第162条 略</u>	<u>第159条 略</u>
2 前項の文書は、懲罰に係る事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第52条第2項又は <u>第115条第2項</u> の規定の違反に係るものについては、この限りでない。 (懲罰動議の審査)	2 前項の文書は、懲罰に係る事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第52条第2項又は <u>第112条第2項</u> の規定の違反に係るものについては、この限りでない。 (懲罰動議の審査)
<u>第163条 略</u> (戒告又は陳謝の方法)	<u>第160条 略</u> (戒告又は陳謝の方法)
<u>第164条 略</u> (出席停止の期間)	<u>第161条 略</u> (出席停止の期間)
<u>第165条 略</u> (出席停止期間中出席したときの措置)	<u>第162条 略</u> (出席停止期間中出席したときの措置)
<u>第166条 略</u> (懲罰の宣告)	<u>第163条 略</u> (懲罰の宣告)
<u>第167条 略</u>	<u>第164条 略</u>
第7章 協議又は調整を行うための場	第7章 協議又は調整を行うための場
<u>第168条 略</u>	<u>第165条 略</u>
第8章 議員の派遣	第8章 議員の派遣
<u>第169条 略</u>	<u>第166条 略</u>
第9章 棟則 (会議規則の疑義に対する措置)	第9章 棟則 (会議規則の疑義に対する措置)
<u>第170条 略</u>	<u>第167条 略</u>

茅ヶ崎市議会議規則の一部を改正する規則参照条文

○地方自治法

第百二十条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。

茅ヶ崎市議会ICT活用推進協議会規程について

1 提案の理由

茅ヶ崎市議会会議規則の改正に伴い、ICT活用推進協議会の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるため提案する。

2 告示の概要

- (1) ICT活用推進協議会（以下「協議会」という。）の所掌事項は、議会におけるタブレット端末等の導入に関すること、議会運営におけるタブレット端末等の活用に関すること、タブレット端末等の導入及び維持に係る経費に関すること等とすることとした。（第2条関係）
- (2) 協議会の委員の定数は12人とし、協議会には議長及び副議長が参画することとした。（第3条関係）
- (3) 委員は、議長が選任することとし、委員の任期は選任の日から起算して2年とすることした。（第4条関係）
- (4) 協議会に、座長及び副座長1人を置くこと等とした。（第5条関係）
- (5) 協議会の会議は、公開すること等とした。（第6条関係）
- (6) 協議会の運営等については、茅ヶ崎市議会委員会条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第9号）、茅ヶ崎市議会会議規則（昭和42年茅ヶ崎市議会規則第1号）及び茅ヶ崎市議会委員会傍聴規程（平成17年茅ヶ崎市議会告示第2号）の規定の例によることとした。（第7条関係）
- (7) この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定めることとした。（第8条関係）
- (8) この告示は、令和3年7月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市議会全員協議会規程及び茅ヶ崎市議会広報広聴委員会規程の一部を  
改正する告示について

1 提案の理由

茅ヶ崎市議会会議規則の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

2 告示の概要

(1) 茅ヶ崎市議会全員協議会規程関係

引用条項を改めることとした。(第1条関係)

(2) 茅ヶ崎市議会広報広聴委員会規程関係

引用条項を改めることとした。(第1条関係)

(3) この告示は、令和3年7月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市議会全員協議会規程及び茅ヶ崎市議会広報広聴委員会規程の一部を改正する告示新  
旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(茅ヶ崎市議会全員協議会規程の一部改正)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、茅ヶ崎市議会会議規則（昭和42年茅ヶ崎市議会規則第1号）<u>第168条</u> <u>第2項</u>の規定に基づき、全員協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、茅ヶ崎市議会会議規則（昭和42年茅ヶ崎市議会規則第1号）<u>第165条</u> <u>第2項</u>の規定に基づき、全員協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(茅ヶ崎市議会広報広聴委員会規程の一部改正)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、茅ヶ崎市議会会議規則（昭和42年茅ヶ崎市議会規則第1号）<u>第168条</u> <u>第2項</u>の規定に基づき、広報広聴委員会（以下「委員会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、茅ヶ崎市議会会議規則（昭和42年茅ヶ崎市議会規則第1号）<u>第165条</u> <u>第2項</u>の規定に基づき、広報広聴委員会（以下「委員会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>